埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(令和3年10月分)

事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和3年10月に実施された段階的緩和措置等(以下、「措置等」という。)に伴い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた事業者に対して、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(令和3年10月分)(以下、「協力支援金」という。)を給付することにより、経営上の影響を受けている県内の事業者を支援することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - 一 緊急事態措置 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第 32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置のことをいう。
 - 二 まん延防止等重点措置 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項 の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のことをいう。
 - 三 段階的緩和措置等 令和3年9月30日をもって緊急事態措置区域から除外された 都道府県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 第24条第9項の規定に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の 要請等のことをいう。
 - 四 月次支援金 令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店等の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に、経済産業省が給付する支援金のことをいう。(令和3年9月30日をもって緊急事態宣言が解除された19都道府県による時短要請や外出自粛要請により、売上減少要件を満たす事業者に対して、10月分まで支援が行われる。)
 - 五 対象月 令和3年10月のこと。「措置等」の影響を受けて、令和元年又は令和2年 度の同月と比較して、売上が50%以上減少した月のことをいう。
 - 五 基準月 令和元年又は令和2年における対象月と同じ月(10月)のことをいう。
 - 六 中小法人等 次のイ又は口のいずれかを満たし、国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のイ又は口のうちいずれかを満たす法人をいう。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

- 七 個人事業者等 国内に住所を有する者であって、個人事業収入等を得ている者をい う。なお、フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した者を含む。 (対象となる者)
- 第3条 協力支援金の申請及び給付の対象となる者(以下「協力支援金申請者」という。) は、次の各号に定める全ての要件を満たす者とする。
 - 埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等であること。
 - 二 国の月次支援金の給付(満額)を受けていること。
 - 三 令和3年4月1日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
 - 四 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金等の受給者ではないこと (予定を含む)。
 - 五 国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。
 - 六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規 定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事 業者ではないこと。
 - 七 政治団体、宗教上の組織又は団体ではないこと。
 - 八 令和3年10月1日から令和3年10月31日までの間に営業停止等の行政処分を 受けていないこと。
 - 九 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以 下、「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画して いないこと。
 - 十 その他誓約事項に同意すること。

(協力支援金の額)

- 第4条 協力支援金の額は、次の各号により定める額とする。なお、県給付額は千円未満 を切り捨てる。
 - 一 協力支援金申請者が中小法人等で対象月の売上減少率が50%以上かつ月次支援金 を満額受給している場合は、5万円を県給付額とする。
 - 二 協力支援金申請者が個人事業者等で、対象月の売上減少率が50%以かつ月次支援金を満額受給している場合は、2万5千円を県給付額とする。

(協力支援金の申請)

- 第5条 協力支援金申請者は、様式第1号による申請書に必要な添付書類を添えて知事に 提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出期間は、原則として令和3年11月1日から令和4年2月15日 までとする。

(申請にかかる添付書類)

- 第6条 前条第1項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 本人確認書類(住所の確認ができるもの)の写し又は写真(個人事業者等の場合に

限る。)

- 二 履歴事項全部証明書(中小法人等の本店所在地が国税庁の法人番号公表サイトで確認できるものと一致しない場合に限る。)
- 三 協力支援金の振込先が分かる通帳等の写し又は写真
- 四 国の月次支援金の給付が確認できる書類(次のイ又は口のいずれか)
 - イ 月次支援金の給付通知書の写し又は写真
 - ロ 以下の(1)及び(2)を合わせて提出
 - (1) 月次支援金マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面(申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス「振込手続き完了」又は「振込手続き中」の写し又は写真
 - (2) 月次支援金の入金が確認できる通帳(通帳を開いた1・2ページ目及び月次支援金の振込が確認できるページ)の写し又は写真

(協力支援金の給付)

- 第7条 知事は、協力支援金申請者から第5条の規定による申請書の提出があったときは、 その内容を審査の上、適正と認めるときは協力支援金を給付する。
- 2 知事は、協力支援金の給付を決定したときは、様式第2号により当該協力支援金申請 者に通知する。
- 3 知事は、協力支援金を給付しないと決定したときは、様式第3号により当該協力支援 金申請者に通知する。

(支払)

第8条 協力支援金の支払は、給付の決定後、口座振替により行う。

(取消し及び返還)

- 第9条 知事は、協力支援金給付の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、協力支援金の給付を受けようとした事実が判明した場合は、給付の決定の取消しを行うものとする。
- 2 前項の規定は、協力支援金の支払後においても適用があるものとする。
- 3 第1項又は前項の規定による取消しをした場合は、協力支援金を県に返還するよう命ずるとともに協力支援金と同額の違約金の支払いを求めることができる。
- 4 第1項から前項までの規定は、協力支援金の申請を行い給付の決定を受けた者が、協力支援金の返還を希望する場合について準用する。

(検査及び報告)

- 第10条 知事は、協力支援金の適正な支出のため、必要に応じて協力支援金申請者に対し、 検査、報告その他必要な措置(以下「検査及び報告等」という。)を求めることができる。
- 2 協力支援金申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力支援金の給付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

様式第1号(第5条関係・郵送用)

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 給付申請書

年 月 日

埼玉県知事

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付を受けたいので、必要書類を添えて次の とおり申請します。

1 申請事業者の情報

【個人事業者等の方】

| | | | | | _ |
|-------|-------|---|------|----|---|
| 自宅住所 | 〒 | | | | |
| フリガナ | | | | | |
| 氏 名 | | | | | |
| 生年月日 | (西曆) | 年 | 月 | 日生 | |
| 電話番号 | | | | | |
| 業 種*1 | (大分類) | | (中分類 | 頁) | |

【中小法人等の方】

| 1 4 12 3 4 3 4 3 4 | | | | | | |
|--------------------|-------|---|------|----|------|--|
| 本店所在地 | 〒 | | | | | |
| 法人名 | | | | | | |
| 代表者職名 | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | |
| 代表者氏名 | | | | | | |
| 代表者 生年月日 | (西暦) | 年 | 月 | 日生 | | |
| 業 種**1 | (大分類) | | (中分類 | į) | | |
| | 所属 | | | | | |
| 担当者連絡先 | 氏名 | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | |
| 法人番号**2 (13 桁) | | | | | | |

- ※1 業種は、主な事業について別紙「業種区分表」にある大分類及び中分類を記載してください。
- ※2 法人番号は、国税庁から指定・通知される13桁の番号を記載してください。 申請者の本店所在地が国税庁の法人番号公表サイトで確認できるものと一致しない場合は、 「履歴事項全部証明書」を確認書類として提出してください。



2 支払口座振替依頼

埼玉県から支払われる「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金」は以下の口座 に口座振替の方法により振り込んでください。

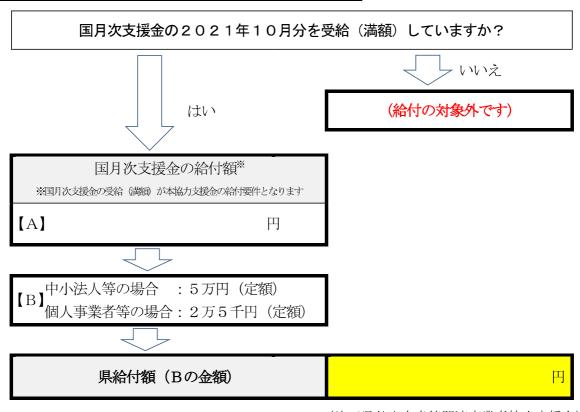
※ 中小法人等の場合は法人名義の口座、個人事業者等の場合は申請者ご本人名義 の口座を指定してください。これ以外の口座への口座振替はできません。

| 金融機関名 | | | | 信 | 銀行 信金・信組 農協 | | 金融機関コード | | | | | | |
|--------------|-----|------|------|--------------|-------------------|----------------------|---------|-----|------------|--|---|---|--|
| 支店名 | | | | | 本。支 | | 支瓜 | 吉コー | ード | | *************************************** | *************************************** | |
| 預金種別 | | 普通 | | 当座 | | 口座番号 (※) | | | | | *************************************** | | |
| 口座名義 カタカナ | 通帳に | 記載され | ているに | □座名 蒙 | 人力 | カタカナを記 | 載して | くださ | <u>در،</u> | | | | |

- ※ 口座番号は右詰めでご記入ください。
- ※ 口座名義・口座番号等の記入誤りが多いのでご注意ください。

3 給付申請額

(給付額のシート:2021年10月分)



4 誓約事項

私は、「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(2021年10月分)」の給付を申請するに当たり、以下の内容について誓約します。

法人名(法人の場合)

代表者又は個人事業者等の氏名

※法人の代表者又は個人事業者等が自署してください。(記名押印不可)

相違がないことを確認いただき、□にチェック(✔)を入れてください。

| | 以下の全ての要件に該当します。 |
|--------|--|
| | ①埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等に該当します。 |
| (チェック) | ②国の月次支援金の給付(満額)を受けています。 |
| | ③2021年4月1日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続 |
| | する意思があります。 |
| | ④埼玉県酒類販売事業者等協力支援金等を重複して申請していません。 |
| | ⑤国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではありません。 |
| | ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に |
| | 規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行 |
| | う事業者ではありません。 |
| | ⑦政治団体、宗教上の組織又は団体ではありません。 |
| | ⑧2021年10月1日から2021年10月31日までの間に営業停止等の行政 |
| | 処分を受けていません。 |
| | ⑨埼玉県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じま |
| | す。 |
| | ⑩本協力支援金の申請書及び提出書類の記載内容や給付又は不給付に関する情報を |
| | 国及び本店・住所の所在地の自治体に提供することについて同意します。 |
| | 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 |
| | 律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力 (以下、 |
| (チェック) | 「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画してい |
| | ません。 |
| | 申請書類に記載した内容は事実と相違ありません。申請内容に虚偽が判明した場合 |
| | は、協力支援金の返還等に応じます。 |
| (チェック) | ※ この場合、協力支援金と同額の違約金の支払いを求められることがあります。 |
| | |

提出書類チェックリスト

提出前に以下の書類が揃っているか確認の上、□にチェック(✔)を入れてください。

| | チェック | 申請書類 |
|---|------|--|
| 1 | | 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 給付申請書 (本書) ※誓約事項 (3ページ) に代表者の直筆の署名及び確認☑が入っているか。 ※申請者の本店住所地が国税庁の法人番号公表サイトで確認できるものと一致しない場合、 履歴事項全部証明書を提出してください。 |
| 2 | | 本人確認書類【個人事業者等のみ】 以下のいずれかの書類のコピー又は写真(住所の確認ができるもの) 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面)、写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面)、 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証 |
| 3 | | 協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、 口座名義(カナ)が分かる通帳等のコピー又は写真 ※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。 ※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。 |
| 4 | | 国の月次支援金の給付が確認できる書類(以下(1)又は(2)のどちらか) (1)月次支援金の給付通知書(月次支援金の振り込みのお知らせ)のコピー又は写真 (2)以下の①及び②を合わせて提出 ① 月次支援金マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面 (申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス「振込手続き完了」又は 「振込手続き中」が分かる部分)のコピー又は写真 ② 月次支援金の入金が確認できる通帳(通帳を開いた1・2ページ目及び月次支援金の振込が確認できるページ)のコピー又は写真 ※(2)の場合、後日審査において確認のため連絡する場合がございます。 |

産 支 第 7 0 3 号 令和 年 月 日

様

埼玉県知事 大野 元裕(公印省略)

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(令和3年10月分)の 給付について(通知)

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金については、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事務取扱要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり給付しますので通知します。

記

- 1 協力支援金の額 金 円
- 2 協力支援金の支払方法 申請書記載の口座への口座振替
- 3 留意事項

給付の決定後に申請要件に該当しない事実や不正等により給付を受けようとした事実が 判明した場合は、給付の決定を取り消します。なお、支払後の場合、協力支援金の返還に 加えて、協力支援金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。

産 支 第 7 0 3 号 令和 年 月 日

様

埼玉県知事 大野 元裕(公印省略)

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(令和3年10月分)の 不給付について(通知)

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金については、下記のとおり給付しないことを決定しました。

記

不給付の理由